

京丹後市空家を除却した土地の固定資産税の減額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家を除却した後の土地に係る固定資産税の減額（以下「税減額」という。）を行うことで、空家の除却を促進し、住環境の改善を図り、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに寄与することを目的として、京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号。以下「条例」という。）第71条第1項第3号の規定により、税減額の基準及び手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する建築物のうち、使用実績がない期間が1年以上であって、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第52条の11第1項に規定する家屋をいう。
- (2) 空家跡地 除却された空家の敷地の用に供されていた土地をいう。
- (3) 所有者 条例第54条第2項、第4項及び第5項に規定する固定資産税の納税義務者であって、個人であるものをいう。
- (4) 市税等 条例第3条に規定する市税並びにこれらに附帯する延滞金及び督促手数料をいう。

(税減額の対象)

第3条 税減額は、次の各号のいずれにも該当する固定資産税を対象とする。

- (1) 空家が滅失した日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税において、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地の特例」という。）の適用を受けた空家跡地に係る固定資産税であること。
 - (2) 令和6年1月2日から令和11年1月1日までの間に空家を除却した跡地に係る固定資産税であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、税減額の対象としないものとする。
- (1) 申請者が第6条の税減額の申請を行う際に市税等を滞納している場合

- (2) 空家跡地が営利目的で使用されている場合
 - (3) 空家跡地が適切に管理されていないと認められる場合
 - (4) 空家を除却した日の属する年の1月1日における空家跡地の所有者と、税減額を受けようとする年の1月1日における空家跡地の所有者が異なる場合。ただし、相続により所有者が異なることとなった場合はこの限りではない。
 - (5) 空家跡地に建築物又は安全対策以外の目的で構築物等が建築された場合
 - (6) 税減額の対象とした空家跡地が新たに住宅用地の特例の適用を受けた場合
 - (7) その他市長が税減額することが適当でないと認める場合
- (税減額の額)

第4条 税減額の額は、税減額の期間中の各年度において、賦課された固定資産税額から税減額の対象となる空家跡地に対して住宅用地の特例を適用した場合の固定資産税額を減じた差額とする。

(空家であったことの認定の申請)

第5条 第3条の規定による固定資産税の税減額を受けようとする所有者（以下「申請者」という。）は、空家の除却を行った後に次に掲げる事項を記載した申請書に必要書類を添付して、市長に空家であったことの認定の申請をしなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 認定を受けようとする空家の除却前の所在地及び家屋番号並びに除却日
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の結果を申請者に通知するものとする。

(税減額の申請)

第6条 申請者は、条例第71条第2項の規定に基づき、固定資産税の納期限までに前条第2項の認定の結果を添付して税減額の申請をしなければならない。

(税減額の期間)

第7条 税減額を行う期間は、空家が滅失した日の属する年の1月1日を賦課期日として固定資産税が課税される年度の翌年度から起算して5箇年度とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第3条第2項各号のいずれかに該当すると認める場合は、該当すると認められる日の属する年度をもって、税減額の期間を終了するものとする。

(税減額の事由消滅の申告)

第8条 申請者は、第6条に規定する申請の以後に、第3条第2項各号のいずれかに該当することになった場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月9日から施行し、令和7年度以降の固定資産税について適用する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和16年3月31日限り、その効力を失う。